

## ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領

令和3年5月7日付け3林第238号

### （趣旨）

第1 知事は、府内産木材等を利用した住宅の木造化や木質化を支援することで、府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化の防止等に役立てるため、府内産木材、北山丸太製品及び京銘竹製品（以下「府内産木材等」という。）を使用した住宅の工事を行った者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成28年京都府告示第335号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### （定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) ウッドマイレージCO<sub>2</sub>計算書 京都府ウッドマイレージCO<sub>2</sub>計算基準（平成17年1月5日付け6林第597-2号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した指定法人が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 実施要綱第2条第10号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証書 実施要綱第2条第9号の規定により指定法人が発行する書面をいう。
- (5) 府内産木材 京都の木証明書又はウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証書が発行された木材をいう。
- (6) 緑の工務店 実施要綱第20条の規定により知事の登録を受けた工務店をいう。
- (7) 特定事業者 建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替の工事を実施する次に掲げる要件を全て満たす者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けていない者をいう。
  - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令を遵守していること。
  - イ 建設業法第8条各号に掲げる欠格要件に該当しないこと。
  - ウ 府税の滞納がないこと。

- エ 法人である場合は取締役、執行役、その業務を執行する社員又はこれに準じる者のうち常勤である者の1人以上が、個人である場合はその者又はその支配人のうち1人以上が建築物の建築に関して経營業務の管理責任者としての経験を有すること。
- (8) 北山丸太製品 商標法（昭和34年法律第127号）第7条の2第1項に規定する地域団体商標に係る商標権を管理する者の定めるところにより、「北山丸太」の商標を使用することができるものと認められた木材（その製品を含む。）をいう。
- (9) 京銘竹製品 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号）第9条の規定により京もの指定工芸品として指定された竹材（その製品を含む。）をいう。
- (10) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条に規定するものとする。
- (11) ジョイント 事業実施主体が府内産木材を購入することを目的として木材加工業者又は流通業者と連携を組むことをいう。

（交付対象建築物）

第3 交付対象建築物は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関（以下「国等」という。）が所有又は整備するものでないこと。
- (2) 仮設のものでないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動に用いるものでないこと。

（交付対象事業）

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表1に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用する府内産木材の購入に対して、国等からの補助金、交付金その他の給付金を受ける場合については、補助金の交付の対象としない。

（補助額）

第5 補助額は交付要綱別表3の項の補助額のとおりとする。

- (1) 府内産木材のうち京都の木証明書の発行を受けた木材は、木材購入材積1m<sup>3</sup>当たり60,000円を補助額の上限とする。
- (2) 交付要綱別表の3の項の補助額の欄の(1)に規定する知事が別に定める府内産木材は、ウッドマイレージCO<sub>2</sub> 京都の木認証の発行を受けた木材とし、当該木材購入材積1m<sup>3</sup>当たり90,000円を補助額の上限とする。
- 2 交付要綱別表の3の項の補助額の欄の(2)に規定する知事が別に定める府内産木材又は府内産竹材に係る製品は、次に掲げる製品とする。
- (1) 北山丸太製品
- (2) 京銘竹製品

- 3 補助対象経費には、消費税を含まないものとする。
- 4 補助額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事業申込書の提出)

第 6 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ事業申込書(別記第 1 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期間内に知事に提出するものとする。

- (1) ジョイント計画書(別記第 1 号様式別添)
- (2) 建築物の所在地を表示した位置図

(事業申込の変更及び辞退)

第 7 事業申込書を提出した者は、交付申請予定額の増加若しくは 3 割を超える減少が生じる場合は、事業変更申込書(別記第 1 号様式)を知事に提出するものとする。

2 事業申込書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、辞退届(別記第 2 号様式)を知事に提出するものとする。

(交付申請書の提出)

第 8 補助金の交付を申請しようとする者は、事業申込書の受付日から 2 箇月を経過した日以後であって、交付対象建築物の府内産木材等に係る工事の完了の日から 1 年以内の知事が別に定める期間内に、交付申請書(別記第 3 号様式)に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施報告書(別記第 4 号様式)
  - (2) ジョイント実績報告書(別記第 4 号様式別添)
  - (3) 京都の木証明書又はウッドマイレージ CO<sub>2</sub> 京都の木認証書の写し
  - (4) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況の写真
  - (5) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し(使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする。)
  - (6) 府内産木材等使用確認書(別記第 5 号様式)
  - (7) 北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した施工状況の写真、北山丸太製品又は京銘竹製品であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類(北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した場合に限る。)
- 2 補助金の交付の申請をしようとする特定事業者は、各年度の初回申請時に、前項の書類に次号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 府税の納税証明書
  - (2) 誓約書(別記第 6 号様式)

(実績報告)

第 9 知事が補助金の交付の決定をしたときは、事業実施報告書(別記第 4 号様式)の提出により交付要綱第 6 条第 2 項に規定する実績報告書の提出があったものとみ

なす。

(書類の提出先)

第10 この要領に基づき知事に提出する書類は、交付対象建築物の所在地を所管する京都府広域振興局の長(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあつては、京都府京都林務事務所の長)に提出するものとし、所在地が京都府外の場合は、京都府農林水産部林業振興課に提出するものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表1 (第4関係)

交付対象事業	交付対象者	補助の条件
府内産木材又は府内産竹材を使用した住宅の建築又は内装工事	事業申込書に基づき交付対象建築物の新築、増築、改築、修繕又は模様替の工事を完成させた次に掲げる者(建設業許可を有する者は、緑の工務店に限る。) (1) 緑の工務店 (2) 特定事業者	交付対象建築物に係る工事において、建築期間中、府内産木材又は府内産竹材を使用している建築物である旨の標識等を設置することその他知事が認める方法による府内産木材の普及及び啓発について協力すること。

別記第1号様式（第6、第7関係）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業（変更）申込書

年 月 日

京都府知事 様

所在地 〒  
 名称  
 代表者氏名  
 連絡先（電話）（ ） -

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第6（第7）の規定により、事業（変更）申込書を提出します。

記

- 1 工事の区分 新築 ・ 増改築等  
 2 交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	
(予定) 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証書が発行された木材使用予定量	m <sup>3</sup>
京都の木証明書が発行された木材使用予定量	m <sup>3</sup>
府内産木材の納材業者	(取扱事業体認定番号： ) (認証機関登録事業体番号： )

3 建築物の取得予定者等

建築物取得予定者	氏 名	
又は建築物所有者 (建売住宅の場合は不要)	現住所	

4 建築確認申請等

建築基準法第6条第1項の規定による確認済証	有 (申請窓口: ) ・ 無
建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届	有 (申請窓口: ) ・ 無

5 交付申請予定等

交付申請予定額	① ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証書が発行された木材 _____円 (税抜) × 0.15 = _____円 (上限額：1 m <sup>3</sup> あたり90,000円)  ② 京都の木証明書が発行された木材 _____円 (税抜) × 0.1 = _____円 (上限額：1 m <sup>3</sup> あたり60,000円)  ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 _____円 (税抜) × 0.5 = _____円
---------	---

	(上限額：40,000円)
	計 _____ 円(千円未満切捨)
交付申請予定時期	年 月 以後 年 月 以前

6 他の補助金等に関する確認

本補助金以外の府内産木材等の 使用に係る補助金等の受給の有 無	有 ・ 無 (有の場合) 事業名 ( )
---------------------------------------	-------------------------

7 添付書類

- (1) ジョイント計画書
- (2) 建築物の所在地を表示した位置図

ジョイント計画書(別記第1号様式別添)

工務店名

木材加工業者名

流通業者名

■ジョイント内容

木材の種類	工務店名 ( )			
	樹種	本事業で利用する補助対象木材の材積 (m <sup>3</sup> ) ※小数第3位を四捨五入し、 小数第2位まで記載お願いします	木材加工業者名 ※最終加工業者	流通業者名 ※工務店への納入業者
柱材	製材			
	集成材			
横架材	製材			
	集成材			
羽柄・下地				
造作材				
合板	構造用			
	非構造用			
その他※1 ( )				
合計		0.00		

※1その他の場合は ( ) 内に具体的な名称を記入してください。

年 月 日

京都府知事

様

所在地 〒  
名 称  
代表者氏名  
連絡先（電話）（ ） ー

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）辞退届

年 月 日付けで提出の事業申込書に係る申請については、下記の理由により辞退します。

記

辞退理由



年 月 日

京都府知事 様

所在地 〒  
名 称  
代表者氏名  
連絡先（電話）（ ） -

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）補助金交付申請書

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第8の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_円

2 事業の内容  
「ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施報告書」のとおり

3 検査済証

建築基準法第7条第5号の規定による検査済証	有（申請窓口： _____）・無
-----------------------	------------------

4 振込先

補助金の振込先	①金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店 ②預金種目 _____ 普 通 ・ 当 座 ③口座番号 _____ ④口座名義人（か書き） _____ ※口座名義人は申請者と同一であること
---------	---

5 添付書類

- (1) ジョイント実績報告書
- (2) 事業実施報告書（別記第4号様式）
- (3) 京都の木証明書又はウッドマイレージCO<sub>2</sub>京都の木認証書の写し
- (4) 府内産木材を使用した施工状況の写真及び普及啓発状況の写真
- (5) 府内産木材の納品書、明細書及び領収書の写し（使用した木材の種類ごとの金額が記載されているものとする）
- (6) 府内産木材等使用確認書（別記第5号様式）
- (7) 北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した施工状況の写真、北山丸太製品又は京銘竹製品であることが確認できる書類及び購入金額を確認できる書類（北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した場合に限る。）

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）事業実施報告書

年 月 日

京都府知事 様

（緑の工務店又は特定事業者）  
 所在地〒  
 名称  
 代表者氏名  
 連絡先（電話）（ ）-

ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第9の規定により、事業実施報告書を提出します。

記

- 1 工事の区分 新築 ・ 増改築等  
 2 交付対象建築物に関する事項

建築物の所在地	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証を受けた木材使用量	m <sup>3</sup>
京都の木証明を受けた木材使用量	m <sup>3</sup>
府内産木材の納材業者	
交 付 申 請 額	① ウッドマイレージCO <sub>2</sub> 京都の木認証書が発行された木材 _____円（税抜）×0.15= _____円 （上限額：1 m <sup>3</sup> あたり90,000円）  ② 京都の木証明書が発行された木材 _____円（税抜）×0.1= _____円 （上限額：1 m <sup>3</sup> あたり60,000円）  ③ 北山丸太製品・京銘竹製品 _____円（税抜）×0.5= _____円 （上限額：40,000円）  計 _____円（千円未満切捨）

3 建築物の取得者等

建築物取得予定者 又は建築物所有者 （建売住宅の場合は不要）	氏 名	
	現 住 所	

ジョイント実績報告書 (別記第4号様式別添)

工務店名

木材加工業者名

流通業者名

■ジョイント内容

木材の種類	工務店名 ( )			
	樹種	本事業で利用する補助対象木材の材積 (m <sup>3</sup> ) ※小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで記載お願いします	木材加工業者名 ※最終加工業者	流通業者名 ※工務店への納入業者
柱材	製材			
	集成材			
横架材	製材			
	集成材			
羽柄・下地				
造作材				
合板	構造用			
	非構造用			
その他※1 ( )				
合計		0.00		

※1 その他の場合は ( ) 内に具体的な名称を記入してください。

府内産木材等使用確認書

年 月 日

様  
(緑の工務店名をご記入ください)

引受者（施主）

住 所

氏 名

下記内容のとおり、府内産木材等を使用していることについて、説明を受けました。

記

1 建築物の所在地	
2 建築物引渡（予定日）	年 月 日
3 ウッドマイレージ CO <sub>2</sub> 京都 の木認証を受けた木材の使用 量	m <sup>3</sup>
4 京都の木証明を受けた木材 の使用量	m <sup>3</sup>
5 ウッドマイレージ CO <sub>2</sub>	
6 備考※	

※北山丸太製品又は京銘竹製品を使用した場合は、その旨を備考欄に記入すること。

## 誓 約 書

- 1 申請者、申請者の役員及び法定代理人は、ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）実施要領第2第1項第7号に掲げる要件を満たすことを誓約します。
- 2 申請者、申請者の役員は1の誓約の他、ひろがる京の木整備事業（住宅タイプ）に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

申請者 住所

商号又は名称

代表者氏名

④

京都府知事 様